

◇大阪市中之島5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 1 中之島5丁目地区地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和6年5月30日）から施行することにしました。

（計画調整局建築指導部建築企画課）